

Vol. 248

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

## 掲 示 板 (11~1月行事予定表)



※下記の予定は、11月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。  
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月 日	時 間	内 容	会 場	
11月	2日(木)	18:00~19:00	青年部会役員会	中野法人会館
	7日(火)	16:00~17:30	中野法人会経営塾第二弾(年末調整)女性部会共催	中野セントラルパークカンファレンス
	//	17:30~17:40	女性部会役員会(絵はがき・審査報告)	中野セントラルパークカンファレンス
	9日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会	中野法人会館
	//	16:00~19:30	令和5年度納税表彰式・祝賀会	明治記念館
	10日(金)	13:00~	全法連・第37回全国青年の集い(山形県)	やまぎん県民ホール
	11日(土)	未定	中野にぎわいフェスタ2023	中野税務署前
	16日(木)	16:00~17:30	中野法人会経営塾第三弾(法律セミナー)	中野法人会館及びWEB
	21日(火)	7:53 OUT/IN 同時スタート	親睦チャリティゴルフコンペ	平成倶楽部
	24日(金)	16:00~16:45	理事会	中野セントラルパークカンファレンス
	//	17:00~18:00	“税を考える週間”秋の特別講演会	中野セントラルパークカンファレンス
12月	1日(金)	13:00~17:00	無料法律相談	中野法人会館
	6日(水)	16:00~17:00	令和5年度・税の作品表彰式	中野区役所
	8日(金)	16:00~17:30	青年部会第5回研修会(内部講師)	中野法人会館及びWEB
	9日(土)	10:35~11:20	租税教室(6年1組38名)	桃園第二小学校
	13日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野税務署別館会議室
1月	5日(金)	13:00~17:00	無料法律相談	中野法人会館
	11日(木)	16:00~17:00	署長講演会	中野セントラルパークカンファレンス
	//	17:10~18:00	新年賀詞交歓会	中野セントラルパークカンファレンス
	//	18:00~19:30	祝賀会	中野セントラルパークカンファレンス
	15日(月)	10:30~11:30	中野税務懇談会	中野税務署別館会議室
	17日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野法人会館
	18日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会	中野法人会館
	19日(金)	18:00~19:30	青年部会・新年初顔合わせ会	(未定)

### 11月号の目次

『地区長合同会議』『上期達成表彰式』『進発式』特集

2023 VOL.248

#### 本部だよ

(理事会:地区長合同会議:厚生・表彰式:進発式) 3~5

知っとくと得情報(山岡先生の税の豆知識) ..... 6・7

知っとくと得情報(キャッシュレス納付) ..... 8・9

知っとくと得情報(国税に関する問い合わせ先) 10・11

知っとくと得情報(電子納税証明書) ..... 12・13

都税だよ(キャッシュレス納付) ..... 14

部会だよ(青年部会・女性部会) ..... 15

支部だよ(社会貢献活動・鷺宮盆踊り税金クイズ) 15

支部だよ(1~10支部 支部役員会を開催) ..... 16

●表紙(写真説明).....第21回フォト・コンテスト入賞『紅葉』(京都) ヤシマ教材(株) 片岡政夫氏

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp  
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

### ◇「署長講演会」「新年賀詞交歓会」「祝賀会」◇

日 時: 令和6年1月11日(木) 3時半受付 場 所: 中野セントラルパーク  
第1部: 4時~ 「署長講演会」 カンファレンスB1F  
第2部: 5時10分~ 「賀詞交歓会」 会 費: 10,000円  
第3部: 6時 「祝賀会」 幸運くじ(抽選会、賞品多数)



中野法人会の

# 無料法律相談

お気軽にどうぞ!!  
(まずはお電話を...)

実施日時: 12/1(金)、1/5(金)、2/2(金)、3/1(金) 13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分)  
TEL: 03-3388-6896 FAX: 03-3388-2550 (担当) 三國・下島



## 本 部 だ よ り

### 地区長合同会議（理事会）を開催 ～中野税務署長に中村竜司氏が着任～



横山会長

9月6日、中野セントラルパークカンファレンスに於いて、理事会が開催されました。

中野税務署より、中村署長、金高副署長、星川第1統括官、木村調査官にご出席して頂きました。

まず、横山会長から挨拶があり、決議事項である利益相反の件について議場に諮り、挙手を求め承認されました。次に佐藤相談役への退職金の件、中野税務署の定期異動の件について話されました。

中村署長は自己紹介の後、日頃の法人会活動に対し、労いの言葉を述べられ、10月から始まるインボイス制度について力説されました。

#### 『総務委員会より』



矢島総務委員長

7月までの、親会・部会・支部の会合等の開催報告があり、次に、令和5年度7月末現在収支報告がありました。また、今後の主な行事予定ということで、次年度の最初の理事会を、令和6年5月9日に、第13回通常総会を6月6日に、新年賀詞交歓会は令和7年1月9日に開催予定であると話されました。

#### 『厚生共益事業委員会より』



宮治厚生共益事業委員長

まず、全法連の助成金について話され、次に令和5年度事業中間報告を行いました。また、11月21日にチャリティゴルフコンペ、2月8日に親睦ボウリング大会、3月21日に新入会員特別研修会を開催する予定であると話されました。

#### 『公益事業委員会』



柴野公益事業委員長

親会・支部・部会の7月までの事業報告があり、次に今後の行事予定について話されました。10月13日・16日にオンラインセミナー（副署長講話並びに税務研修会）、10月26日に法人税・源泉所得税実務講座、11月7日に経営塾第2弾「年末調整」、11月16日に経営塾第3弾「法律セミナー」、11月24日に“税を考える週間”秋の特別講演会、2月7日に経営塾第4弾「確定申告」、2月13日に経営塾第5弾「事

業承継」を開催予定であると話されました。

また、青年部会の取り組みとして、健康経営宣言書の提出、女性部会の取り組みとして新たに食品ロスへの取り組みを行っていきたいと話されました。

#### 『税制税務委員会より』



濱税制税務委員長

まず、事業中間報告ということで、令和5年度法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項を話されました。公益事業委員会との共催で経営塾を開催予定であること、10月18日に第39回法人会全国大会が群馬県で開催される旨、話されました。また、第12回税の川柳コンクールについて、募集期間が7月1日から10月31日で、最終審査が11月に税制税務委員会で行う旨を話されました。

#### 『広報委員会より』



木村広報委員長

まず、委員会開催報告と、「広報誌“なかの”」の発行実績を話されました。法人会アンケートシステムにつきましては、全法連より年間延べ回答数が多い単位会に対する支給という事で、報奨金を頂いた旨の説明がありました。また、今後の委員会の開催予定、“なかの”の発行計画についての説明があり、法人会アンケートシステムについて新規獲得の推進並びに回答返信の強化に努めて参りたいと話されました。

出席して頂いた  
中野税務署の  
幹部の皆様



中村署長様



金高副署長様



星川第1統括官様



木村審理調査官様

本部 だ よ り

『地区長合同会』を開催

9月6日に開催がされました。

川村組織委員長は、地区長を中心に役員、受託三社一体となって、各支部20社を目標と力説されました。



川村組織委員長



～～ 目標達成に向けてがんばりましょう!! ～～

2023年度・2024年度 地区長(全員:組織委員)(敬称略)

支部	地区	組織委員・地区長	支部	地区	組織委員・地区長	支部	地区	組織委員・地区長
1	組織委員	重本弘充・渡邊和恵	3	組織委員	富山大介	6	東中野3丁目	西武信金・西京信金・小峰一孝
	上鷺宮1丁目	西武信金・西京信金		大和町1丁目	西京信金		東中野4丁目	西武信金・梅原裕之
	上鷺宮2丁目	西武信金・西京信金		大和町2丁目	西京信金		東中野5丁目	西武信金・中原 孝
	上鷺宮3丁目	西武信金・西京信金		大和町3丁目	西京信金	7	組織委員	惣田雄二
	上鷺宮4丁目	西武信金・西京信金		大和町4丁目	西京信金		中野1丁目	西武信金
	上鷺宮5丁目	西武信金・西京信金		野方1丁目	西京信金		中野2丁目	西武信金
	鷺宮1丁目	西武信金・西京信金	野方2丁目	西京信金	中野3丁目	西武信金		
	鷺宮2丁目	西武信金・西京信金	野方3丁目	西京信金	8	総務組織委員	武田 徹・浜崎 巖・馬谷孝彦	
	鷺宮3丁目	西武信金・西京信金	野方4丁目	西京信金		中央3丁目	西武・西京・みずほ銀行法人営業部	
	鷺宮4丁目	西武信金・西京信金	野方5丁目	西京信金		中央4丁目	西武・西京・みずほ銀行法人営業部	
	鷺宮5丁目	西武信金・西京信金	野方6丁目	西京信金	中央5丁目	西武・西京・みずほ銀行法人営業部		
	鷺宮6丁目	西武信金・西京信金	4	組織委員	米山直樹	本町4丁目	西武・西京・みずほ銀行法人営業部	
	白鷺1丁目	西武信金・西京信金		新井3丁目	西武信金	本町5丁目	西武・西京・みずほ銀行法人営業部	
	白鷺2丁目	西武信金・西京信金		新井4丁目	西武信金	本町6丁目	西武・西京・みずほ銀行法人営業部	
	白鷺3丁目	西武信金・西京信金		新井5丁目	西武信金	9	組織委員	金子敏次・青木伸之・一ツ脚元行
	若宮1丁目	西武信金・西京信金		松が丘1丁目	西武信金		中央1丁目	金子敏次・青木伸之・東武信金
若宮2丁目	西武信金・西京信金	松が丘2丁目		西武信金	中央2丁目		金子敏次・青木伸之・東武信金	
若宮3丁目	西武信金・西京信金	上高田1丁目	西武信金	本町1丁目	金子敏次・青木伸之・東武信金			
2	組織委員	横川忠重・福岡功博・真山直樹	5	組織委員	高力友一郎・小嶋邦博	10	組織委員	金子敏次・青木伸之・東武信金
	江古田1丁目	横川・西武信金・西京信金		新井1丁目	西武信金・東武信金		弥生町1丁目	石上 宙
	江古田2丁目	横川・西武信金・西京信金		新井2丁目	西武信金・東武信金		弥生町2丁目	西京信金
	江古田3丁目	横川・西武信金・西京信金		中野4丁目	西武信金・東武信金		弥生町3丁目	西京信金
	江古田4丁目	横川・西武信金・西京信金		中野5丁目	西武信金・東武信金		弥生町4丁目	西京信金
	江原町1丁目	横川・西武信金・西京信金	中野6丁目	西武信金・東武信金	弥生町5丁目	西京信金		
	江原町2丁目	横川・西武信金・西京信金	6	組織委員	秋山欣次郎・石山博勝・村口雅紀	弥生町6丁目	西京信金	
	江原町3丁目	横川・西武信金・西京信金		東中野1丁目	西武信金・秋山欣次郎	南台1丁目	西京信金	
	丸山1丁目	横川・西武信金・西京信金		東中野2丁目	西武信金・西京信金	南台2丁目	西京信金	
	丸山2丁目	横川・西武信金・西京信金				南台3丁目	西京信金	
	沼袋1丁目	横川・西武信金・西京信金				南台4丁目	西京信金	
	沼袋2丁目	横川・西武信金・西京信金				南台5丁目	西京信金	

支部長の皆様 (敬称略)



第1支部長 新井建喜



第2支部長 滝口 智



第3支部長 石崎 勝一



第4支部長 谷津和広



第5支部長 斉藤謙治



第6支部長 三橋 満



第7支部長 竹下 芳



第8支部長 酒井一男



第9支部長 鈴木浩司



第10支部長 小倉健治

9月6日の『地区長合同会議』を受けて、支部長を中心に、支部役員及び受託会社の推進員の皆様が、会員増強運動をスタート！中野法人会は、3月末までが推進月間です。

税に強い経営者が次世代を支える!

ご入会のおすすめ

公益財団法人  
全国法人会総連合会長  
**小林 栄三**  
伊藤忠商事(株)  
名誉理事

皆様のご理解・ご協力により現在では約80万社の会員企業を擁する全国でも有数の団体となっております。法人会では、自らの向上と社会への貢献に参加できる喜びを共に分かち合える仲間を募集しています。

是非！皆様のご加入をお待ちしております。

法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し  
地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体です

全法連URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

# 本部だより

9月6日『役員合同会議』の後、『経営者大型総合保障制度・上期達成表彰式』が行われました。



受託三社の皆様



第8支部が達成



宮治厚生共益事業委員長

## 進発式(懇親会)風景(9月6日 於:中野セントラルパーク カンファレンス)

9月6日『経営者大型総合保障制度・上期達成表彰式』の後、約4年ぶりに進発式(懇親会)が開催されました。コロナ禍が明け久しぶりに役

員同士の親睦をはかり中締めには川村組織委員長より発声があり、より一層中野法人会の会員増強の機運が高まりました。



～～～ 約4年ぶりの進発式(懇親会)は、盛会のうちに終わることができました ～～～

川村組織委員長

## あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

### 企業のための保障制度

#### 経営者大型総合保障制度

<会社をお守りするトータル保障プラン>

生命保険と損害保険の組み合わせにより、  
万一の場合はもちろん、働けなくなった場合の  
リスクに備えるための制度をご用意しています。  
団体料率の適用により割安な保険料を実現!

死亡へのそなえ 総合型 V Rタイプ	重度の身体障がい 状態へのそなえ 総合型 V Tタイプ	重大疾病への そなえ Jタイプ	ケガ・病気による 入院へのそなえ Mタイプ
--------------------------	--------------------------------------	-----------------------	-----------------------------

《取扱会社》大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

### 経営を取り巻く様々な リスクから企業を守る!



## Business Guard

《取扱会社》AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500  
9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

政府労災の上乗せ補償  
**ハイパー任意労災**  
(業務災害総合保険)

企業向け第三者賠償責任保険  
オールスターズ  
**ALL STARS**  
(事業賠償・費用総合保険)

火災と地震災害に備える  
**プロバティガード  
+企業地震保険**  
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策  
**情報漏えいガード**  
(個人情報漏洩保険)

### 個人のための保障制度

### 従業員の皆さまもご加入いただけます!

お一人様からでも集団取扱の割安な保険料\*でご契約いただけます

#### 法人会がん保険制度 法人会医療保険制度

\*一部対象外の商品もあります。

#### 個人のための保障制度

・介護保険 ・就労所得保障保険  
・定期保険 ・終身保険 もあります。

《取扱会社》アフラック ☎0120-876-505  
9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

アフラック 法人会 検索

ネット医療相談サービスをご利用いただけます

#### 取扱会社三社共同のサービスです。

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、  
病気や身体の気になることを、インターネットで  
月1件無料相談できます。

本サービスはアフラックの提携先(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

お問い合わせ support@medicalnote-qa.jp



— 保障内容のお問合せは、各取扱会社へ —

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047  
千代田区内神田1-2-2  
小川ビル7階  
神田合同税理士事務所  
TEL 03(3518)2711代  
FAX 03(3518)2712  
携帯 090(2212)0306  
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、「物流の2024年問題」が迫ってきていますので、詳しく説明したいと思います。「物流の2024年問題」とは、働き方改革関連法に基づいて2024年4月1日以降、年間の時間外労働時間の上限を960時間とする規制が設けられることによって発生する諸問題の総称です。物流の2024年問題は、運送会社の利益の減少、トラックドライバーの給与の減少やそれに伴う離職など、運送業界に大きな影響を与える問題となっています。

### 働き方改革関連法とは？

働き方改革関連法は、2018年6月に改正された労働基準法など八つの法律の総称です。長時間労働の規制や有給休暇取得の義務化など労働環境の是正、「同一労働・同一賃金」の実現など、日本の労働慣行を見直して生産性を向上させていくことが目的で、故安倍晋三元首相は施政方針演説で「戦後に労働基準法が制定されて以来、70年ぶりの大改革となる」と強調していました。

残業時間はそれまで、労使が協定を結べば事実上の青天井でしたが、原則で「月45時間、年360時間」などとする上限が罰則付きで定められました。労使が合意しても年720時間が限度で、大企業では19年4月、中小企業では20年4月から適用されています。

しかし、人手不足が続いて長時間労働が常態化していた自動車運送業界には、段階的に規制を適用するとして5年間の猶予期間が設けられていました。その際、時間外労働の上限も、例外的に「年960時間」となっています。

運送業界と同様に、猶予期間が設けられていた建設業界や医師などにも2024年4月から適用されますので、物流業界以外でも「2024年問題」への対応が急務となっています。



### 労働時間上限が法改正された理由

残業が多いと健康に悪影響があり、仕事と家庭の両立が困難になってしまう状況を改善するためです。

健康の確保は勿論ですが、女性のキャリア形成・男性の家庭参加を促し、少子化問題の改善も期待されています。また、ワークライフバランスを改善していくことで、女性・シニア層の働きやすい労働環境を整えていく狙いもあるようです。

#### 【厚生労働省 HP で紹介されている「働き方改革」の定義】

我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しています。

こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題となっています。

「働き方改革」は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の実情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

### 2024年問題とは？

2024年問題とは、2024年4月1日からトラックドライバーの年間の時間外労働（残業時間）の上限が960時間までに規制されることによって生じる様々な問題の総称です。960時間の規制により、トラックドライバーの労働時間が減少することになります。労働時間が減少することとは、一人のトラックドライバーが1日で運ぶ荷物の量が減ることになるため、運送会社としては、配送運賃を上げなければ売り上げが減ってしまうこととなります。荷主との関係で運賃の値上げは簡単なことではなく、中小企業の運送会社の売上が減少し、経営が困難になる恐れがあります。

荷主が運賃を上げた場合には、運賃上昇によ

る商品への価格転嫁の可能性があり、消費者の負担が増えることになるかもしれません。

また、トラックドライバーも労働時間が短くなることで、トラックの走行距離も短くなり、残業代も減ってしまうため、給与も減少してしまいます。給料が下がれば離職するドライバーも増え、ただでさえドライバー不足の状況である中、さらにドライバー不足に拍車がかかる恐れがあります。

このように、**2024問題は、「運送会社の利益減少」「荷主の運賃上昇による商品への価格転嫁」「トラックドライバーの賃金減少」「ドライバーの離職」など重大な問題が含まれているのです。**

また、建設業も他の産業と比べて時間外労働の多い業種ですし、医師の長時間労働も常態化しており、見逃すことができない大きな問題となっています。

### 法律に違反したときの罰則は？

就業規則に違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金の罰則が設けられています。また、36協定を締結せずに時間外労働をさせた場合や、36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合にも同様の罰則が設けられています。

### 2024年問題への対策

#### 1. ドライバーの確保

運送会社としては、これまでどおりの業務量を処理するにはドライバーを増員する必要がありますが、ドライバー不足は深刻であり、その確保は容易なことではありません。そうした中で、他社と差別化して人材を確保するには、給与面、設備面、福利厚生面において改善していく必要があります。

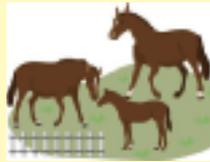
#### 2. 勤務時間インターバル制度の検討

勤務時間インターバル制度は、勤務終了時間から翌日の始業時間までの間に、一定時間を確保することで、労働者の休息時間を確保する制度です。

#### 3. 副業解禁の検討

労働時間を削減することで、従業員の労働時間が減って自由になる時間が増える一方で、それに伴い給与も減少します。こうした不満を解消するために、従業員の副業を解禁することも考えられます。ただし、副業を認める場合には、会社にあったルール作りが必要です。

### 「天高く馬肥ゆる秋」とは？



「天高く馬肥ゆる秋」ということわざは秋の素晴らしさを表す意味で使われていますが、なぜ馬が登場するのでしょうか？

このことわざには怖い由来があり、秋になるとやってくる敵を警戒する言葉でした。「天高く馬肥ゆる秋」は、中国唐代の詩人・杜審言(としんげん)の漢書にある次の一文に由来します。

「雲浄妖星落 秋高塞馬肥」(そらきよくしてようせいおち あきたかくしてさいばこゆ)「妖星」とは凶事の前兆と信じられていた不吉な星(彗星や流星など)、「塞馬」とは北方の馬(遊牧民族・匈奴の馬)のことをさします。

秋になると肥えてたくましく育った馬に乗って敵(匈奴)が攻め込んで来て収穫物を略奪しに来るので警戒せよ、といったことわざです。

### 11月の税務と労務

- ・国税/10月分源泉所得税の納付 11月10日
- ・国税/所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- ・国税/所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- ・国税/9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、3月決算法人の中間申告 11月30日
- ・国税/12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- ・国税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- ・地方税/個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

### 12月の税務と労務

- ・国税/給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
- ・国税/給与所得者の扶養控除等(異動)申告書及び保険料控除申告書の提出 今年最後の給与を支払う前日
- ・国税/11月分源泉所得税の納付 12月11日
- ・国税/10月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 1月4日
- ・国税/4月決算法人の中間申告 1月4日
- ・国税/1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 1月4日
- ・地方税/固定資産税・都市計画税(第3期)の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務/健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内

知つとくと **得** 情報 =キャッシュレス納付のご案内=



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

令和6年4月から

**国税**のダイレクト納付  
(e-Taxによる口座振替)が  
**ますます便利になります!**

申告データ送信に合わせて、口座引落としによる納付を  
あらかじめ設定することができますようになります。

国税の納付手続は  
こちらから



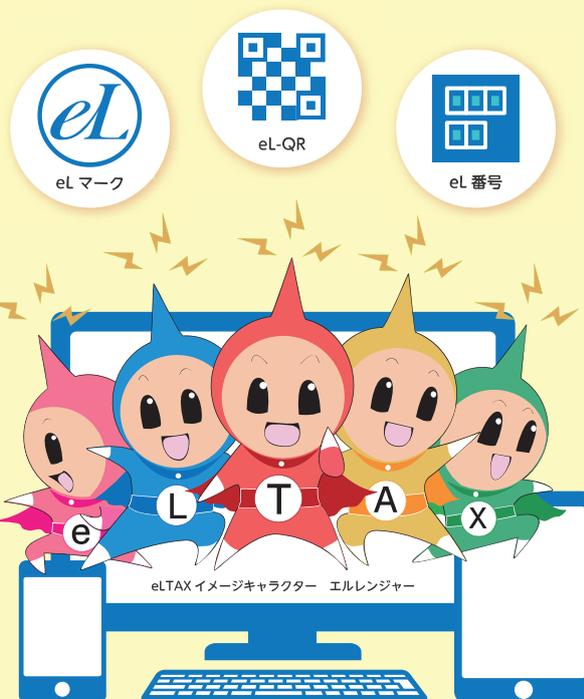
令和5年4月から

**地方税**のお支払いが  
**簡単・便利になりました!**

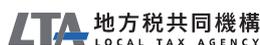
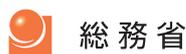
納付書に「eLマーク」があれば、地方税お支払サイトや  
スマホ決済アプリが利用できます。

※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)の  
いずれかの記載があれば利用できます。

地方税の納付手続は  
こちらから



eLTAX イメージキャラクター エルレンジャー



# 使ってみると便利です! キャッシュレス納付!

## 💡 キャッシュレス納付の3つのメリット!

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ PCやスマホで簡単手続き!
- ✓ 現金の準備が不要!



### ダイレクト納付

おすすめ!

#### 納付方法

e-TaxやeLTAXIによる簡単な操作で  
事前に届出をした預貯金口座から、口座  
引落しにより納付する方法です。

#### こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税(特別徴収分)  
など納付の機会が多い方、ご自身で振替  
日を指定したい方

### インターネットバンキング による納付

#### 納付方法

インターネットバンキング口座から納付  
する方法です。

#### こんな方にオススメ!

普段からインターネットバンキングにより  
決済する機会が多い方

### 振替納税(口座振替)

#### 納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に  
自動で口座引落しにより納付する方法です。

#### こんな方にオススメ!

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納め  
ている方、毎回の納付手続を省略したい方

### クレジットカード・スマホアプリ納付

#### 納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードや  
スマホ決済アプリ(Pay払い)により納付  
する方法です。

#### こんな方にオススメ!

時間を気にせず納付したい方

知つとくと **得** 情報 = 国税に関するご質問・ご相談のご案内 =

国税に関するご質問・ご相談は

国税庁ホームページで解決！

国税庁 税について調べる



## ① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、  
AI（人工知能）が自動回答します。

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力



チャットボットは  
こちらから



チャットボット  
(税務職員ふたば)

相談可能税目について

- ・ 所得税 の 確定申告
- ・ インボイス制度
- ・ 年末調整
- ・ 消費税

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年1月下旬までとなります。

## ② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な  
回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- ・キーワードによる検索
- ・税金の分野ごとに調べる



タックスアンサーは  
こちらから

国税庁ホームページで解決しない場合には、

「国税相談専用ダイヤル」（電話相談）をご利用ください（裏面）



国税庁 法人番号7000012050002

(R5.10)

## 電話で解決

「電話相談センター」へつながります。

### 国税相談専用ダイヤルへ電話する

0570 - 00 - <sup>コクセイ</sup>5901 (全国一律料金)

受付時間 平日8:30~17:00 (土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

※ 令和5年11月1日(水)からご利用できます。

音声案内に沿って、次の「1」~「6」を選択します。  
(確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。)

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

- ・ 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- ・ 税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
- ・ 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、**所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください**（「電話相談センター」につながります。）。

## 税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください（「税務署」につながります。）。

(確定申告時期の予約については、国税庁HPをご確認ください。)



税務署への電話は  
こちらから

(裏面)

知つとくと **得** 情報 =電子納税証明書がとても便利です=

\\さらに便利に!!  
**電子納税証明書(PDF)が  
スマホで請求&受取できる!**

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Tax(SP版)を使って、請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

メリット ①

いつでもどこでも!

**スマホで  
完結!**

タブレットでも!



メリット ②

**手数料が  
お得!**

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、  
1税目1年度1枚あたり400円

メリット ③

期間内であれば  
**何度でも  
印刷・使用可能!**

※コンビニエンスストアの  
印刷サービスを利用する場合には、  
別途手数料がかかります。

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の  
マイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。  
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



◀ 詳しい手続きの仕方はこちらから

読み取れない場合はこちらから <https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp.htm>

 国税庁 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

その他、便利な請求&受取方法は裏面へ

# 他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!



納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。

自宅等で  
請求データ  
を作成



税務署窓口で受取  
又は郵送で受取

事前にオンラインで  
請求することにより、  
窓口での待ち時間が  
短縮できます。

## オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合)

### ① 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の〔新規作成〕から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



### ② 税務署窓口で本人確認

▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。

▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。



### ③ 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円

書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

### ④ 納税証明書の受取

#### オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

# 都 税 だ よ り

—都税についてのお知らせ—

## 来所せずにお手続きができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

### 申 告

- ✓ 電子申告
  - ・eLTAX
  - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

### 申請・届出

（一部の手續を除く。）

- ✓ 電子申請・届出
  - ・eLTAX
  - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

### 納 税

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー  
（インターネットバンキング・  
モバイルバンキング・ATM）
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

### 証明等の取得

- ✓ 郵送  
〒112-8787  
東京都文京区春日1-16-21  
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
  - ・東京共同電子申請・届出サービス
  - ・スマート申請

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

都税の納付は

キャッシュレスで

都税 キャッシュレス

検索



## 部会だより

### 活発な事業・研修(税関係)を展開!!

#### 《青年部会》

#### ◆ 9月1日 “新宿法人会青年部会との交流会”を実施 ◆

9月1日、新宿法人会青年部会との交流会を開催しました。16名の青年部員の皆様が出席頂き自己紹介や活発な意見交換をおこないました。



～～～～～ 交流会の風景 ～～～～～

#### ◆ 9月5日 親睦チャリティゴルフコンペ ◆

9月5日に青年部会親睦チャリティゴルフコンペを開催しました。12名の参加で青空の中部会員同士の親睦を深めました。結果といたしまして

- ・優勝者は手塚修太郎様
- ・2位は佐野哲平様
- ・3位は矢島友伸様でした。

入賞された方々おめでとうございます!!



参加の皆様 (於：おおむらさきゴルフ倶楽部)

#### ◆ 9月8日 第3回研修会 ◆ ～署の幹部の方を囲んで～

9月8日、中野税務署の幹部の皆様に出席して頂き、大変有意義な意見交換会が行なわれました。



米持部会長



会場参加の皆様



WEB参加の皆様



中野税務署の幹部の皆様

#### 《女性部会》◆ 9月19日 役員懇談会&役員会を開催◆ (於：中野税務署別館会議室2F)



名刺交換風景



意見交換会風景



中野税務署の幹部の皆様



～～～～～ 記念撮影 ～～～～～

## 支部だより

### 活発な社会貢献活動を展開!!

#### 8月11日 《第1支部》第47回 鷺宮盆踊り大会 税金クイズ



～～～ ラリー形式の税金クイズにたくさんの小学生がご参加されました ～～～



～～～ 応援して頂いた皆様 ～～～

## 支部だより

### 各支部役員会

#### 第1支部(新井支部長)



9月25日 (於:ピアノピアノ)

#### 第2支部(滝口支部長)



9月12日 (於:藤乃)

#### 第3支部(石崎支部長)



9月11日 (於:慶和楼)

#### 第4支部(谷津支部長)



9月20日 (於:松寿司)

#### 第5支部(斉藤支部長)



9月28日 (於:魚々楽)

#### 第6支部(三橋支部長)



9月21日 (於:こ卯さぎ亭)

#### 第7支部(竹下支部長)



9月19日 (於:片山鳥肉店)

#### 第8支部(酒井支部長)&第9支部(鈴木支部長)



9月27日 (於:庶民)

#### 第10支部(小倉支部長)



9月26日 (於:今是)

## 大切な従業員のために! 退職金準備は特退共で!



### 特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約4,700社の事業所の皆さまにご加入いただき、約440億円の積立金をお預かりしています。

**TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642

<https://www.tohoren-tokutalkyo.or.jp>

